

第8期大津町高齢者福祉計画

及び介護保険事業計画



高齢者が生きがいをもって、
健康で安心して暮らすことができるまち

【 令和3年度～令和5年度の3か年計画 】



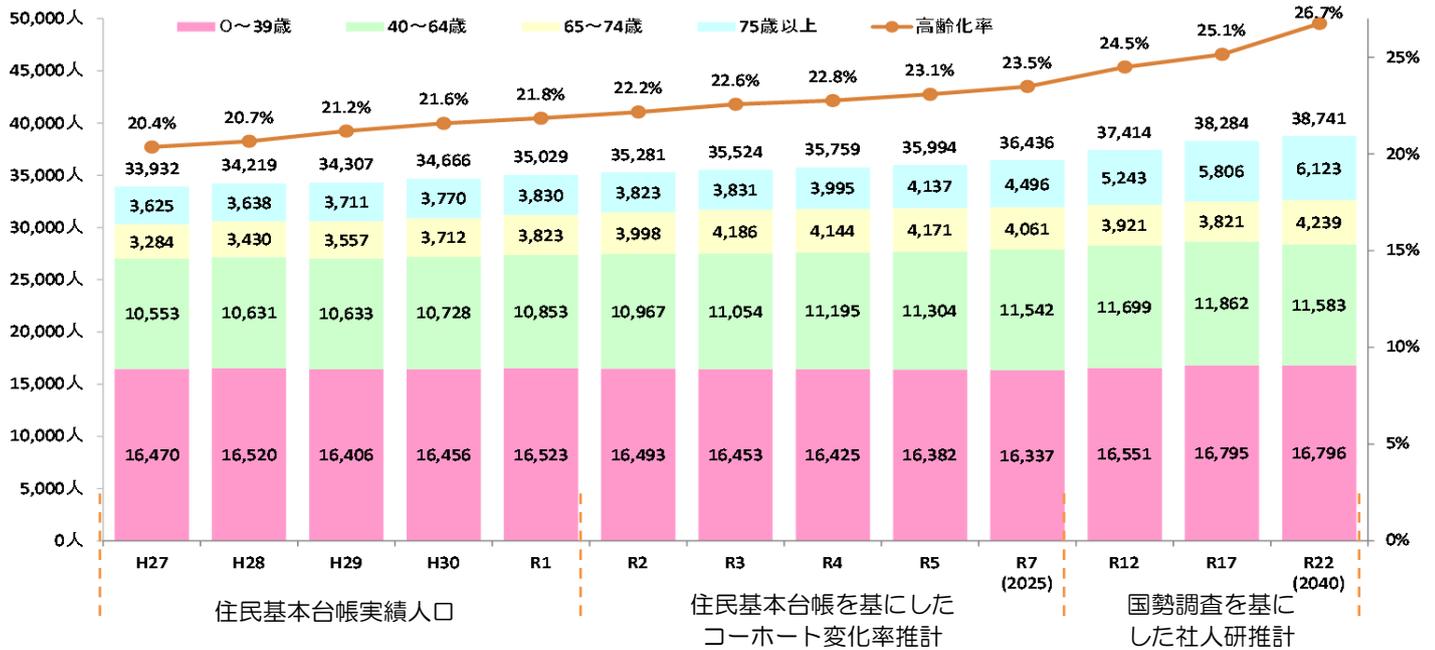
令和3年3月 熊本県大津町

大津町の高齢者を取り巻く状況

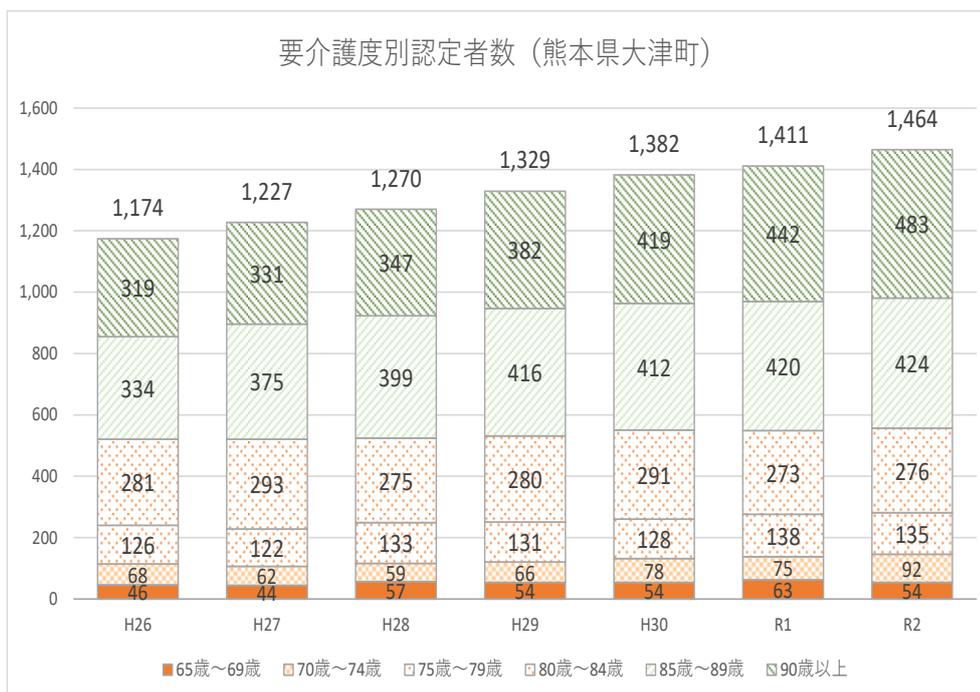
本町の人口は、平成27年に33,932人から令和元年には35,029人となり、1,097人の増加となっており、年齢区分別にみると高齢者人口がその中心となっています。

また、今後も人口増加がつづく予測となっていますが、引き続き増加の中心は高齢者人口となります。

将来人口推計



大津町の認定者の推移と将来予測



本町の認定者数は、近年増加傾向が続いています。

また、年齢階級別の内訳をみると令和2年度1,464人のうち、80歳以上の認定者が1,183人（8割）となっています。

80歳を過ぎたあたりから認定者が増加しています。

計画の全体像

基本 理念

高齢者が生きがいをもって、
健康で安心して暮らすことができるまち

基本 目標

1

「誰かの役に立っていると実感でき、
生きがいを持って暮らすことができる」

高齢者がいきいきと輝いて暮らすには、地域社会の担い手の一員として、これまで培ってきた能力や経験を活かすことが重要です。そのため、高齢者が活躍できる場や機会の確保に努めます。

基本 目標

2

「早くから介護予防に取り組み、
健康で自立した生活を送ることができる」

早くから介護予防に取り組むことで健康寿命を伸ばし、自立した生活を継続させることが重要です。そのため、効果的な介護予防の取り組みを大津町全体に広げることに努めます。

基本 目標

3

「高齢者の状態に応じた介護サービスや
生活支援等を安心して受けられ、
自分らしい尊厳ある人生を全うすることができる」

自立支援の観点から、できるだけ重度化しないことに取り組むとともに、必要な介護サービス等を適切に利用して、自分らしい尊厳ある生活を継続させることが重要です。

たとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や自宅で生活できるよう環境整備に努めます。

基本 目標

4

「住民同士の思いやり、支えあいのあるまちをつくる」

高齢者人口が増加し過疎化が進む地域、反対に高齢化率が極端に低く高齢者の孤立が懸念される地域、大津町の中でも、地域によって抱える課題は様々です。どの地域に住んでいても、高齢者が安心していきいきと暮らすためには、住民同士の支え合いが重要となります。また、災害時に助け合うためにも、日頃から地域の支え合いを深めておくことが必要となります。

高齢者同士の支え合い、現役世代との支え合い、子どもたちとの支え合いなど様々な支え合いを念頭に置き、住民同士の思いやりがあふれる地域が大津町全体に広がるよう努めます。

🌿 こんな取り組みで高齢者の生活を支援します

取組1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

健康診査・保健指導等の結果に基づき、対象者を抽出し管理栄養士等専門職による訪問指導等を実施します。また、切れ目のない医療・介護サービスの連携、通いの場等を利用した相談・健康教育の普及活動を行い、町民の健康寿命の延伸を目指します。

1. 医療専門職等の配置
2. 通いの場等への医療専門職の積極的な関与
3. K D Bシステム等による分析・地域の健康課題の整理・分析
4. 対象者の抽出及び高齢者支援の実施
5. 国保保健事業と高齢者保健事業とのつながりと連携

取組2 認知症の人に優しい地域づくりを目指して

本町では、これまで、地域での認知症に対する理解を深めるために、認知症サポーターを人口20%約6,800人養成することを目指し、若い世代への働きかけとして、企業や学校での開催を積極的に行い、更なるスキルアップを目指すアクティブサポーターの養成研修を行いました。

また、あんしん声かけ訓練や、認知症カフェなどを展開することで、認知症の人にやさしい地域づくりを目指した取組を推進してきました。

引き続き、認知症に対する地域住民等による支援体制の整備・広報啓発活動の推進として、以下に取り組めます。

① 認知症の人に優しい地域づくり

地域で認知症の人やその家族を見守る、認知症サポーター・アクティブサポーターを養成します。

② 認知症高齢者等の見守り事業

大津町と民間企業や団体が連携した「高齢者等見守りネットワーク協定」を結び、日常業務の範囲の中で見守りを行っています。

③ 大津町版「認知症ケア・パス」の作成

認知症の基礎知識や段階に応じた支援の内容、相談窓口等をまとめた「大津町認知症ケア・パス」を作成し、配布しています。



取組3 在宅で安心して暮らし続けるために

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、①専門職がお互いに顔を合わせ話し合う場となる「医療介護連携会議」の実施、②病歴や診療情報、介護に関する情報を共有するための仕組みとなる「くまもとメディカルネットワークの活用」の2つの取り組みを推進しています。

さらに、人生の最終段階を望む場所で迎えられるように大津町独自の取り組みとして、「わたしの思い出つづり（エンディングノート）」を作成し、在宅等での看取りに関する周知啓発ツールを作成しました。

これらの重層的な取り組みを行うことで、今後、在宅での看取りを一つの選択肢として考えることができるよう周知と普及啓発を行います。

取組4 介護人材の確保（介護現場の負担軽減と定着促進）

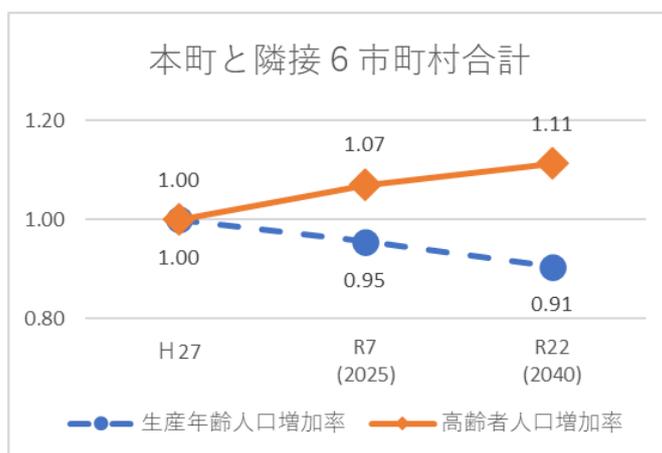
本町と隣接6市町村を合計した推移では、令和7年に高齢者人口が1.07倍、生産年齢人口が0.95倍、さらに令和22年には、高齢者人口が1.11倍、生産年齢人口が0.91倍となります。

そのため、本町近隣では、生産年齢人口の減少により、今以上に医療・介護・福祉・保健に関連した人材確保が難しくなることが予測されます。

そのため、介護の現場で働いてみたいと思う人と、受け入れを希望する施設が増加することで、専門職である介護職員の負担が軽減することを目指し、大津町シルバー人材センターと協力し、介護人材の確保にむけて介護アシスタント（配膳、シーツ交換などの周辺業務を担当する職員）の養成と施設等とのマッチングを共同で行っています。現在、町内で3名の介護アシスタントの方が活躍されています。

また、就労に向けたマッチングにおいては、地域包括支援センターに配置する「就労的活動支援コーディネーター」がその役割を担います。

新型コロナウイルス感染症により増加した業務等にも対応できるよう、介護人材の確保に向けた重要な事業と位置づけて取り組みます。



取組5 自立支援・重度化防止と介護給付費等費用適正化事業の推進

自立支援・重度化防止の推進

本町では、高齢者が要支援・要介護状態になっても、利用者一人一人に応じた身体的・精神的・社会的に自立した日常生活を営み続けることができるよう、自立支援型のケアマネジメントに取り組んでいます。

令和元年度から「大津町ケアマネジメントに関する基本方針」を定め、ケアマネジメントのあり方を町と介護支援専門員及び地域包括支援センター職員とで共有しています。

ケアマネジメントの質を向上させることにより、適正な介護保険制度の運営を図るとともに、被保険者とその家族の生活の質を向上させ、幸せな暮らしの一助となることを目指します。

「大津町ケアマネジメントに関する基本方針（令和2年度）」より抜粋

高齢者の自立支援とは

制度上「自立」の定義が明確化されていないため、高齢者一人一人ごとに、その人にとっての自立支援とは何なのかを考える必要があります。身体的な自立だけでなく、精神的な自立（意欲の向上・意思決定ができる）や社会的な自立（地域や家族等の中で役割がある、地域会社における活動等さまざまな活動に参加する）を踏まえて、自立支援を考えます。

大津町においては、介護保険を「卒業」することだけを自立支援と捉えておらず、たとえ介護度が重度であっても、その人に応じた自立支援を行うことができると捉えています。

介護給付費等費用適正化事業の推進

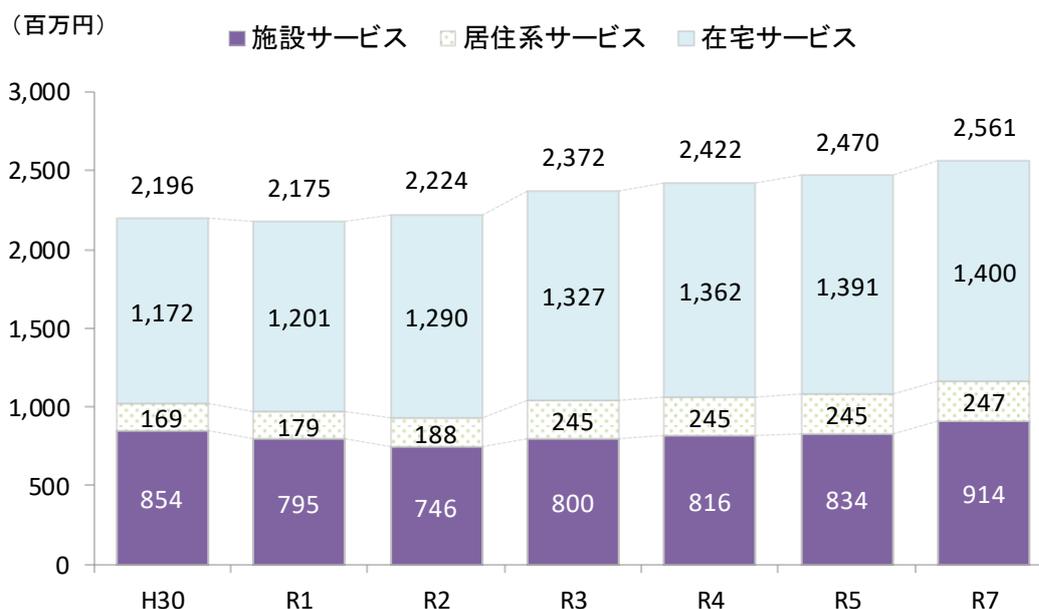
本町が行った介護給付分析によると、要支援1の方の約4割、要介護1・2の方の約3割が1年後に介護度が重度化していたことから、第8期に向けて自立支援・重度化防止の推進と介護給付費等費用適正化事業の推進により、認定を受けている方が現在の心身機能を維持し自立した生活を続けることができる支援体制の拡充を図ります。



介護保険サービスの量の推計

介護保険のサービス水準の将来予測

団塊の世代が75歳以上となるR7年（2025年）に向け、介護給付は増加し続けると予測しています。R3～5年にかけても増加し続け、R5年には施設サービスで8億3千4百万円、居住系サービスで2億4千5百万円、在宅サービスで13億9千1百万円を見込んでいます。



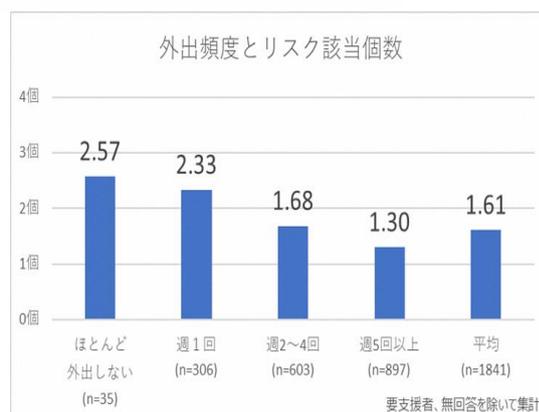
元気なうちから介護予防に取り組んでみませんか？

外出の頻度と介護予防の関連性は高く、令和元年度に行った調査によると、外出する方の悪化リスクが低いことがわかっています。介護予防リスクを軽減し、介護が必要とならないよう、また悪化しないためにも「徒歩で通える場所」での介護予防活動が重要です。

住民主体の通いの場づくり支援事業

地域住民が公民館に集まって、週1回介護予防体操を行う「通いの場」が、町内に21カ所立ち上がっており、DVDを観ながら、運動を行うとともに、口腔・認知機能改善情報や具体的な実践方法をみなさんで確認する場となっています。

**「いまの外出頻度よりも、さらに週1回」
増やすことが、介護予防の取り組みになります！**



令和3年～5年(第8期)の介護保険料(65歳以上)

標準月額保険料と所得段階に応じた月額保険料の設定

標準給付費及び地域支援事業費の見込額等から算出した65歳以上の方(第1号被保険者)の標準月額介護保険料は**6,400円**です。所得段階に応じた保険料設定を以下の通りです。第1～第3段階は、消費税増税にあわせ軽減を実施しています。**さらに、本町独自の負担軽減策として第4段階の負担割合を0.9から0.8に引き下げます。**()内は軽減後の負担割合

区分	課税対象	対象者	計算方法	月額保険料	年額保険料
第1段階	本人と世帯が非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.5 (0.3)	3,200円 軽減後 1,920円	38,400円 軽減後 23,040円
第2段階		世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.75 (0.5)	4,800円 軽減後 3,200円	57,600円 軽減後 38,400円
第3段階		世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.75 (0.7)	4,800円 軽減後 4,480円	57,600円 軽減後 53,760円
第4段階	本人が非課税	課税世帯で、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.9 (0.8)	5,760円 軽減後 5,120円	69,120円 軽減後 61,440円
第5段階		課税世帯で、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	基準額	6,400円	76,800円
第6段階	本人が課税	本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額 ×1.2	7,680円	92,160円
第7段階		本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	8,320円	99,840円
第8段階		本人が住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	9,600円	115,200円
第9段階		本人が住民税課税かつ合計所得金額320万円以上400万円未満	基準額 ×1.7	10,880円	130,560円
第10段階		本人が住民税課税かつ合計所得金額400万円以上700万円未満	基準額 ×1.75	11,200円	134,400円
第11段階		本人が住民税課税かつ合計所得金額700万円以上	基準額 ×1.9	12,160円	145,920円

第8期大津町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画【概要版】

発行 大津町介護保険課

TEL 096-293-3511

大津町地域包括支援センター

TEL 096-292-0770